

# 令和5年度集団指導 障がい児通所支援 (報酬算定版)

吹田市 福祉部 福祉指導監査室  
障がい事業者担当

# この資料の留意事項について

- ▶ この資料は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」を参照しています。
- ▶ 動画作成の都合上、全ての事業別の通知文書の掲載は省略していますので、事業者におかれましては、自分の事業に適用される内容について適宜、確認いただきますようお願いいたします。
- ▶ なお、吹田市が行う集団指導は、大阪府の集団指導の資料をもとに作成しています。

# 定員超過利用減算（1日あたり）

以下のいずれかに該当する場合に適用

- ・ 1日あたりの定員超過
- ・ 過去3か月の利用実績による定員超過

## ▶ 1日あたりの定員超過減算（定員50人以下の場合）

1日の利用児童の数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に減算

【減算割合】

当該1日について所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）

例 定員10名の事業所の場合

$$10人 \times 1.5 = 15人$$

よって16人以上受入れをした場合に減算適用

# 定員超過利用減算（過去3か月実績）

## ▶ 過去3か月間の利用実績による定員超過利用減算

直近の過去3か月間の利用児童の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合（ただし、定員が11人以下の場合は、直近の過去3か月間の利用児童の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合）に減算

### 【減算割合】

当該1か月間について所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）

例 定員10人、4月から6月の開所日数の合計60日、利用延べ人数800人の場合

$$(10+3) \text{ 人} \times 60 \text{ 日} = 780$$

780人を超過しているため、7月分について減算が適用

※吹田市ホームページ「様式ライブラリー（障がい児通所支援事業）」に「障がい児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」掲載していますので、活用ください。

# 人員欠如減算（従業員）

- ▶ 従業員（児童指導員・保育士等）の人員欠如がある場合

## 【減算対象】

- ・ 1割を超えて減少した場合  
**翌月から**人員欠如が解消されるに至った月まで
- ・ 1割の範囲内で減少した場合  
**翌々月から**人員欠如が解消されるに至った月まで

## 【減算割合】

- ・ 減算適用 1月目及び2月目...所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）
- ・ 3月目以降...所定単位数の100分の50で算定（利用児童全員）

# 人員欠如減算（児童発達支援管理責任者）

## ▶ 児童発達支援管理責任者の欠如の場合

### 【減算対象】

**翌々月から**人員欠如が解消されるに至った月まで

### 【減算割合】

- ・ 減算適用 1 月目から 4 月目...所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）
- ・ 5 月日以降...所定単位数の100分の50で算定（利用児童全員）

**※児童指導員等加配加算など基準の人員配置を満たしていることが前提の加算については、人員欠如している期間は請求できません。**

- 例 4月に児童発達支援管理責任者が欠如、7月1日に解消の場合  
6月と7月に児童発達支援管理責任者の人員欠如減算が適用  
4月から6月は人員欠如のため、児童指導員等加配加算の請求は不可

# 個別支援計画未作成減算

以下の場合、個別支援計画未作成となり減算が適用

- ・ 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画等が作成されていない。
- ・ 個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

## 【減算対象】

未作成月から解消されるに至った月の前月まで

## 【減算割合】

- ・ 未作成 1 月目及び 2 月目...所定単位数の100分の70で算定（当該利用者のみ）
- ・ 3 月目以降...所定単位数の100分の50で算定（当該利用者のみ）

# 身体拘束廃止未実施減算

次の（１）から（４）のいずれかに該当する場合に適用

- （１）指定通所基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない
- （２）指定通所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない
- （３）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- （４）身体拘束等の適正化のための研修を定期的（１年に１回以上）に実施していない

## 【減算対象】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで

## 【減算割合】

１日につき５単位を所定単位数から減算（利用児童全員）

**※身体拘束等の事例がない事業所においても、（２）から（４）については必ず実施してください。未実施の場合は減算適用となります。**

# 児童指導員等加配加算

人員配置基準に加えて、常勤換算で対象職種職員を1以上配置するとして、吹田市に届出た場合に算定可能

吹田市に届出た加算の人員配置を満たしていないにも関わらず、加算の請求をすることがないよう、管理者が勤務体制及び勤務実績をよく確認してください。

例（定員超過している日）

【提供サービス】放課後等デイサービス（定員10人）

【人員配置】保育士1名、児童指導員1名、児童指導員等加配加算対象職員（保育士）1名  
計3名（全員常勤職員）（管理者、児童発達支援管理責任者を除く）

【実利用人数】12人（2人超過）を受け入れた場合

- ▶ 定員超過の場合、その実利用人数に応じた人員配置基準を満たす必要があるため基準上、児童指導員又は保育士について3名の配置が必要です。
- ▶ 児童指導員又は保育士を3名配置できない場合は、**人員配置基準を満たしておらず、当該日の利用者については、児童指導員等加配加算の請求はできません。**

# 専門的支援加算

人員配置基準に加えて、常勤換算で対象職種職員を1以上配置するとして、吹田市に届出た場合に算定可能

児童指導員等加配加算と同様に、吹田市に届出た加算の人員配置を満たしていないにも関わらず、加算の請求をすることがないように、管理者が勤務体制及び勤務実績をよく確認してください。

- ▶ 児童発達支援と放課後等デイサービスで加算の対象となる職種が異なります。放課後等デイサービスでは、児童福祉事業で5年以上の実務経験のある保育士・児童指導員であっても加算の対象職員とはなりません。
- ▶ **5年以上とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してから5年（900日）以上になります。資格取得前の実務経験年数は含まれませんのでご注意ください。**
- ▶ 児童指導員等加配加算と重複して算定する場合、人員配置基準に加えて、いずれも常勤換算で、児童指導員等加配加算対象職種で1、さらに専門的支援加算対象職種で1の職員配置が必要となります。
- ▶ 児童指導員等加配加算と同様に、**人員配置基準を満たしていない場合は、当該日の利用者については、専門的支援加算の請求はできません。**

# 福祉専門職員配置等加算

以下の加算区分の条件を満たしているとして、吹田市に届出た場合に算定可能

▶ 当該加算の区分

- ・ I 型（※100分の35以上）
- ・ II 型（※100分の25以上）

※直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち有資格者（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師）の割合

- ・ III 型（常勤配置している従業者の割合が100分の75以上又は常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上）

- ▶ 「常勤配置している従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者を指します。
- ▶ **加算の変更又は取下げは、届出が必要になります。対象となる職員の異動があった場合は、引き続き算定が可能か必ず確認してください。**

# 欠席時対応加算

利用を予定した日の前々日、前日又は当日に急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児又はその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定可能。

- ▶ 事業所へ欠席の連絡があった日は、事業所の営業日でカウントします。
- ▶ **実地指導において、記録がなかったため、当該加算の返還を指導した事例があります。記録には欠席日や障がい児の状況だけでなく、相談援助の内容についても記載しておくようにしてください。**

## 延長支援加算①

運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ算定

以下の点に注意が必要です。

- ▶ 「営業時間」には、送迎のみを実施する時間を含まないものであること
- ▶ 個々の障がい児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となること
- ▶ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき直接支援職員を1名以上配置していること
- ▶ 延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ原則として当該理由が個別支援計画に記載されていること

## 延長支援加算②

- ▶ 延長支援加算は単に営業時間外の預かり又は、送迎車を待つ待機時間には算定できません。障がい児に延長した支援が必要であることを、相談支援事業所等による個別支援計画への位置づけが必要です。
- ▶ 営業時間については利用状況を踏まえ、適切な設定をしてください。

例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は営業時間を10時から18時にする等、適正化を図ること。

- ▶ なお、これらの要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないとともに、届出が必要となります。

## <参考>

- ▶ 障がい児通所支援事業のページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/index.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1023319)

- ▶ 集団指導障がい児通所支援のページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1030272.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1030272)